宇土市国民健康保険税減免基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和８年１０月２３日

宇土市長　光　井　正　吾

宇土市規則第６３号

宇土市国民健康保険税減免基準に関する規則の一部を改正する規則

宇土市国民健康保険税減免基準に関する規則（昭和３８年規則第１０号）の一部を次のように改正する。

附則第４条第３項中「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　令和８年熊本地震に係る解体世帯（被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号）第２条第２号ロに該当する世帯をいう。）の令和８年度に課する当該年度分の国民健康保険税の税額のうち当該災害が発生した日以降に納期の末日が到来するもの（普通徴収に当たっては第２期以降に限る。）に対しては、全額を免除する。

附　則

この規則は、令和８年１０月２３日から施行する。